

橋本市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和 7年 7月31日

橋本市長 平 木 哲 朗

1. あやの台二丁目に編入し、小字を廃止する区域

大字	字	地 番
隅田町真土	丸垣内	601-2、623-2、624-3、625-6、626-3の一部、638-1の一部
	中 畑	652の一部、655-1の一部、656の一部、657、658、659の一部、680-146の一部
上記の区域に介在する道路である国有地の全部		

2. あやの台三丁目に編入し、小字を廃止する区域

大字	字	地 番
隅田町垂井	池之内	351-20の一部、351-21の一部
隅田町山内	菖 蒲	1135-4の一部、1135-31の一部

3. あやの台四丁目を新設し、小字を廃止する区域

大字	字	地 番
隅田町垂井	池之内	351-20 の一部、351-21 の一部
隅田町平野	落 合	13、14、16、17-1、17-2
	菖蒲谷	59-2、60-2、61-2、67、68-4、69-1、69-2、70、71-1 から 71-8 まで、72-1、72-2、73、74-3、74-5、74-6、75 の一部、76、77、78-1、78-2、79、82-1、82-2、84-1、84-2、85-1 から 85-3 まで、86-1、86-2、87 の一部、89、90-2、92、95-1 から 95-3 まで
	持田山	98-2、100-1 から 100-3 まで、101-1、109-1、110-1、110-2、111-1 から 111-3 まで、120、121-1、121-2、122 から 125 まで、126-1、126-2、127 から 129 まで、129-2、134-1、134-2、135-1、137、137-1、138-1、138-3、139-1、139-2、140、141、141-1、142 の一部、143 の一部、144-2 の一部、145 の一部
	西 山	272-1 の一部、273、274、277 の一部、279、326-1 の一部、326-3、328-1 の一部、330-2、333-2、338-3、341-1、341-3、343-2、344-2 から 344-4 まで、345-1、345-3 の一部、345-4、347-4 の一部、348 の一部、349、350-1、350-2、351-1、351-2、352、353-1、353-2、353-4 から 353-6、353-8、353-10、353-11、353-13 から 353-15 まで、353-17 から 353-20 まで、354-1
隅田町真土	丸垣内	626-3 の一部、638-1 の一部、639
	尾上谷	641、642-1、642-2、643、644、646 から 650 まで、651-1 から 651-4 まで
	中 畑	652 の一部、654、655-1 の一部、655-2、656 の一部、659 の一部、660 から 665 まで、666-1、667-1 から 667-3 まで、668-2、669-2、671-3、678-1、678-2、679-1、680-5、680-7、680-9 から 680-12 まで、680-15 から 680-18 まで、680-20、680-24、680-26、680-129、680-132、680-142、680-144、680-145、680-146 の一部
隅田町山内	菖 蒲	1135-4 の一部、1135-5、1135-31 の一部、1135-32、1135-33、1135-38、1163-1 の一部、1167 の一部、1196 の一部、1197 の一部、1198、1198-2、1200、1201、1202-1、1203-1 の一部、1203-2 の一部、1253-5 の一部、1253-6、1253-7 の一部、1253-8 から 1253-10 まで、1253-12 の一部、1253-14 から 1253-17 までの各一部
	大 谷	1270-1 の一部、1270-2 の一部、1271-1 の一部、1271-2、1272-1 の一部、1272-2 の一部、1273-2 の一部、1273-5 の一部、1273-6、1273-7 の一部、1293-1 の一部、1355-1 の一部、1356-1、1356-2
	東 山	1357-5、1365-1 の一部
上記の区域に介在する道路及び水路である国有地の全部		

4. あやの台五丁目を新設し、小字を廃止する区域

大字	字	地 番
隅田町平野	菖蒲谷	75 の一部、87 の一部
	西 山	272-1 の一部、345-3 の一部、347-1 から 347-3 まで、 347-4 の一部、347-7、348 の一部
隅田町山内	菖 蒲	1203-1 の一部、1204、1205、1245-1、1246-2、1246-3、 1246-6、1249-1、1252、1253-1、1253-2、1253-5 の一 部、1253-21、1253-22、1254 から 1256 まで、1257-1、 1257-2、1258 から 1260 まで、1265-1、1265-2、1266、 1267-1、1267-2
	大 谷	1268、1269-2、1270-1 の一部、1270-2 の一部、1271-1 の 一部、1272-1 の一部、1272-2 の一部、1273-1、1273-2 の 一部、1273-3、1273-4、1273-5 の一部、1273-7 の一部、 1273-8、1274-1、1274-2、1275、1276-1 から 1276-3 ま で、1277-1、1277-2、1278、1279、1279-2、1280、1281- 1、1281-2、1282-1、1282-2、1283 から 1285 まで、1285- 1、1285-2、1286、1288-1、1291、1292-1、1292-2、1293- 1 の一部、1293-2、1293-3、1304-1、1304-5、1310-1、 1312 から 1314 まで、1315-1、1316 から 1318 まで、1336 から 1340 まで、1341-1 から 1341-3 まで、1342 から 1344 まで、1345-1、1345-2、1346、1347、1348-1、1348-2、 1349 から 1354 まで、1354-2、1355-1 の一部
	東 山	1357-6、1358-1、1365-1 の一部、1369 から 1373 まで、 1374-2、1401-3 の一部、1401-4、1403-3、1403-7、1404- 2 の一部、1408 の一部
	寺 地	1410 から 1413 まで、1422、1423、1425、1427、1427-1、 1428、1429、1429-2、1430、1431、1433 から 1435 まで、 1436-1、1437、1437-1、1438、1438-2、1447 の一部、 1448 の一部、1449、1450 の一部、1451、1452、1452-2、 1453 の一部、1454-1 の一部、1454-2 の一部、1454-4 の一 部、1457、1458-1、1458-3、1459、1460、1461-1、1461- 2、1462、1463-1、1463-2、1464、1467、1468、1468-1、 1468-2、1469-3、1469-4、1471-1、1474 から 1478 まで、 1479-1、1479-2、1481、1481-1
上記の区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の一部		

5. 隅田町平野とし、小字を廃止する区域

大字	字	地 番
隅田町平野	下西谷	261、263
	西 山	272-1の一部、277の一部、278-1、278-2、282、283-1、283-2、284、284-2、290から295まで、296-2、296-3、297、299、300、302から305まで、310から314まで、320-6、320-10、321から325まで、326-1の一部、328-1の一部
	西新田	373-1、376-1、377、378
	持田山	142の一部、143の一部、144-2の一部、145の一部、146
上記の区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の一部		

6. 隅田町山内とし、小字を廃止する区域

大字	字	地 番
隅田町山内	尾 崎	962
	菖 蒲	1135-9、1135-10、1135-37、1141-1、1142から1144まで、1145-1、1146-2、1147、1148-2、1149-2、1150-2、1151-2、1155-2、1156-2、1163-1の一部、1164、1165、1166-1、1166-2、1167の一部、1168から1171まで、1172-1、1173、1174-1から1174-5まで、1176、1177、1193-2、1194、1195、1196の一部、1197の一部、1203-1の一部、1203-2の一部、1216-1、1216-2、1217、1217-1、1217-2、1218から1221まで、1222-1、1222-2、1223から1225まで、1253-5の一部、1253-7の一部、1253-11、1253-12の一部、1253-13、1253-14から1253-17までの各一部、1253-18から1253-20まで
	東 山	1401-3の一部、1403-6、1404-2の一部、1405-1から1405-3まで、1406-1、1406-2、1407-1、1407-2、1408の一部
	寺 地	1447の一部、1448の一部、1450の一部、1453の一部、1454-1の一部、1454-2の一部、1454-3、1454-4の一部
上記の区域に隣接介在する道路である国有地の一部		

橋本市告示第 148 号

あやの台北部工業団地第一地区土地区画整理事業について、土地区画整理法
(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分があっ
たので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年7月31日

橋本市長 平木 哲朗



位置図

